

報道機関配付資料 安城市

件名 令和6年第2回安城市議会臨時会提出議案について

令和6年4月9日

令和6年第2回安城市議会臨時会に提出する予定の議案等については下記のとおりです。

記

1 臨時会開会日

令和6年4月11日（木）

2 提出議案

承認（2件）

専決処分

安城市税条例の一部改正

安城市都市計画税条例の一部改正

条例改正（1件）

安城市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

同意（1件）

固定資産評価員の選任

3 議案等の概要

別添「令和6年第2回安城市議会臨時会提出議案」のとおりです。

問い合わせ 安城市役所 行政課

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

令和6年第2回安城市議会臨時会提出議案

令和6年4月9日

承認		
専決処分	2	本
議案		
条例改正	1	本
同意	1	本
合計	4	本

承認

 専決処分について
 安城市税条例の一部改正
 安城市都市計画税条例の一部改正

条例の改正について

 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正

同意

 固定資産評価員の選任について

仮番	内 容	
1	議案番号	承認第 号
	議案名	専決処分について
摘 要	<p>安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 令和6年3月31日</p> <p>2 公布年月日 令和6年3月31日</p> <p>3 施行年月日 令和6年4月1日</p> <p>4 改正内容</p> <p>(1) 個人市民税</p> <p>ア 令和6年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者（令和5年の合計所得金額が1,805万円以下である者に限る。）の所得割の額から、市民税に係る令和6年度特別税額控除額（次に掲げる額の合計額を県民税と按分した額をいう。）を控除する。</p> <p>(ア) 納税義務者本人 1万円</p> <p>(イ) 控除対象配偶者及び扶養親族（令和5年12月31日時点において国内に住所を有しない者を除く。） 1人につき1万円</p> <p>イ 令和6年度特別税額控除額の控除方法は、次による。</p> <p>(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の各納期の納付税額は、アによる控除がないものとした場合の第1期分の納付税額から順次市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を控除した額とする。</p> <p>(イ) 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の各徴収月の特別徴収税額は、アによる控除がないものとした場合の10月分の特別徴収税額から順次市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を控除した額とする。</p> <p>※給与所得に係る特別徴収については、地方税法の定めるところにより控除が行われる。</p> <p>ウ 令和7年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者（令和6年の合計所得金額が1,805万円以下の者で、同一生計配偶者（控除対象配偶者及び令和6年12月31日時点において国内に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から、1万円を県民税と按分した額を控除する。</p> <p>(2) 固定資産税</p> <p>ア 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、区分所有住宅の管理者等から市長に審査に必要となる書類の提出がされ、かつ、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。</p> <p>イ 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例を廃止する。</p> <p>ウ 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、同年度から令和8年度までの各年度分の土地に係る固定資産税について、その上昇幅を一定に抑えるための調整措置を講ずる。</p> <p>エ 引用する地方税法及び地方税法施行規則の条項名を改める。</p>	

仮番	内 容	
2	議案番号	承認第 号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 令和6年3月31日</p> <p>2 公布年月日 令和6年3月31日</p> <p>3 施行年月日 令和6年4月1日</p> <p>4 改正内容</p> <p>(1) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例を廃止する。</p> <p>(2) 令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、同年度から令和8年度までの各年度分の土地に係る都市計画税について、その上昇幅を一定に抑えるための調整措置を講ずる。</p> <p>(3) 引用する地方税法の条項名を改める。</p>
3	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>令和6年5月における市長の給料月額を減額するもの</p> <p>令和6年5月における市長の給料月額を10分の1減ずることとする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
4	議 案 番 号	同 意 第 号
	議 案 名	固 定 資 産 評 価 員 の 選 任 に つ い て
	摘 要	<p>固定資産評価員 朝岡一秀の辞職（令和6年4月10日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価員 要件 固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者</p>